

相楽東部広域連合公告式条例

平成 20 年 12 月 22 日
条 例 第 3 号

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印をおさなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の会議規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日)

第 6 条 規則若しくは規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は当該規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	所 在 地
相楽東部広域連合揭示場	京都府相楽郡和束町大字中小字平田23番地の1
和束町役場揭示場	京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2
笠置町役場揭示場	京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90番地の1
南山城村役場揭示場	京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地の1